

民間学童クラブ運営事業者の募集について

☞ **放課後の新たな子どもの居場所を確保するため、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民設民営学童クラブの運営事業者を募集する。**

- 学齢期の児童数や利用ニーズの増加により学童クラブにおいては待機児童への対応が引き続きの課題。
- 待機児童が多く発生している日本橋地域、又は、今後も人口増加による待機児童の発生が見込まれる月島地域に民設民営学童クラブを誘致し、待機児童の解消を図る。

1 募集内容

- (1) 開設場所
日本橋地域又は月島地域
- (2) 定員等
1カ所 3クラブ以内 (1クラブあたり 定員30人～40人)
- (3) 開設時期
令和8年4月1日
- (4) サービスの提供
区が運営している学童クラブと同等かつ東京都認証学童クラブ事業の運営基準を満たしたサービスの提供を行うこと。
なお、習い事や送迎サービス等の付加価値サービスの提供は可能とする。
- (5) 利用料金
料金は月額14,000円以内を基本とするとともに、提供するサービスの内容や運営方法などを工夫し、社会通念上、適正な範囲で設定すること。
- (6) 利用者の募集・決定
事業者は、区立小学校に在学または区内に居住する小学生を対象に募集し、区の基準に準じて決定すること。

民間学童クラブ運営事業者の募集について

2 事業者選定

(1) 応募資格

- ア 東京都内に事業所を有し、放課後児童健全育成事業の事業実績が5年以上ある法人であること。
- イ 次の要件を満たした放課後児童健全育成事業が実施できること。
 - ・中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
 - ・東京都認証学童クラブ事業実施要綱

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、区職員で構成する選定委員会を設置し、書類審査及び現地審査を行う。

(3) 選定の基準

学童クラブに関する考え方（運営方針、職員体制、利用料金、保育内容、安全管理・危機管理方針等）、既に法人が運営している施設の内容（安全性、衛生面、利用者の処遇等）等を総合的に評価する。

3 開設費補助等

【開設費補助】

- ・施設の改修、設備及び備品の整備等 1,260万円（上限）
- ・開設準備のための開設前賃借料（最大3カ月分）
1クラブ当たり 442万5,000円（ 〃 ）
- ・非常通報装置「学校110番」の設置補助 30万円（ 〃 ）

【運営費補助】

子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業や東京都認証学童クラブ事業などの国や都の補助制度により補助を行う。

4 スケジュール

| | | |
|------|-------|---------|
| 令和7年 | 6月中旬 | 募集開始 |
| | 8月上旬 | 募集申請締切 |
| | 9月下旬 | 事業者決定 |
| | 11月上旬 | 利用者募集開始 |
| 令和8年 | 12月 | 都認証募集開始 |
| | 1月 | 都認証申請締切 |
| | 3月 | 都による認証 |
| | 4月1日 | 運営開始 |